

令和 7 年度

「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業」

仕 様 書

令和 7 年 9 月 8 日

スポーツ庁健康スポーツ課

1. 事業名

令和7年度「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業」

2. 現状と課題

災害発生時の対応を担う地域の人材や組織の確保が困難となる中で、国民一人一人が防災意識を高めるとともに、災害発生時の避難等の的確な対応ができるような災害に対する備えへの防災教育の重要性が高まっている。

一方で、高齢化の進展に伴い、避難・救助行動や避難生活において重要となる健康や体力の維持向上、働く世代のスポーツ実施率の低下、子供の体力低下等が課題となっており、これまでの防災教育を通じて、防災グッズなどの「備え」の必要性への理解は徐々に広まりつつあるが、災害発生時に避難・救助行動ができる健康・身体能力を平時から身につけることの「備え」の必要性に対する理解は希薄である。

3. 事業の目的

誰もが直面しうる災害に備えて、地域住民及び青少年のそれぞれの特性に応じたスポーツに対するモチベーションと防災に対する意識を同時に高めることが可能となるような、スポーツを活用した防災教育プログラム（以下「防災教育プログラム」という。）を開発する。

また、当該プログラムを活用することにより様々な状況にある者の防災教育への参加のハードルを下げ、災害発生時に避難や救助ができる健康や身体能力（判断力・行動力・体力）を平時からトレーニングを通じて身につけつつ、防災知識・技術を高めることで地域の防災力の底上げを図る。さらに、これを全国に展開し、国民全体の防災力の向上を図るためのモデル構築を目指す。

なお、事業実施に当たっては、スポーツ協会、スポーツ少年団などの地域組織と連携し、地元企業からも参画を得ることで、一過性のイベントではなく継続的な防災教育プログラムとして地域に根付かせていく。

4. 事業の内容

防災教育プログラムを新たに開発し、当該プログラムに基づきスポーツ競技を通じて、健康・身体能力の向上を図りつつ防災知識・技術を楽しく学ぶ取組を普及・推進することにより、スポーツを通じた防災教育推進モデルを構築するため、次に掲げる（１）～（４）の事項に関して、事業計画書において具体的な提案を行うこととする。

(1) 会議の運営

① 実行委員会

本事業における全体方針や防災教育プログラムの内容などの総合調整や、防災教育プログラムの試行結果を踏まえたプログラムの有効性の検証・分析と改善策、自走化に向けた方策の検討、最終報告書作成のため、5名以上の有識者から構成される実行委員会を設置し、2回以上開催すること。なお、各分科会の1名以上の有識者が実行委員会の委員を兼ねること。

② 分科会

実行委員会が定めた方針等に基づき、モデル地域の選定や防災教育プログラムの具体的な実施計画の策定とその試行・検証を行うため、4名以上の有識者から構成される2種類の分科会を設置し、それぞれ3回以上開催すること。

なお、分科会は、青少年向けの防災教育プログラムに基づく試行・検証を担う分科会と地域住民向けの防災教育プログラムに基づく試行・検証を担う分科会の2種類とする。

①、②のいずれの会議体においても、受託者は事業開始後にスポーツ庁と協議の上、有識者を決定するが、申請段階において有識者候補を理由も含めて提案すること。その際、当該有識者への事前了承等は不要とするが、事業開始後の委嘱等の手続きは受託者にて行うこととする。

なお、本件に関連する受託者の業務内容としては、開催のための有識者等との日程調整、会議資料の作成・準備、議事録の作成等の運営及び有識者に対する謝金、旅費、会議費の支払い、最終報告書作成のとりまとめ等が想定される。会議には担当部局も出席するため、会議の開催前に担当部局と打ち合わせを行いながら遂行すること。

また、各会議は原則としてスポーツ庁内で対面にて開催することを想定しているが、会議形式については対面・オンラインの両方に対応できるようにすること。

<経費積算時の留意事項>

- ・ 有識者への謝金・旅費の額は、以下の金額を参考に参考見積書、入札金額の積算をすること。

謝金（税抜）：@ 14, 200円

旅費（税抜）：@ 18, 000円

※ 上記の単価を基に、想定している委員の人数や委員会の回数等を踏まえ、全員が対面出席するものとして積算すること。

※ 旅費の単価については、参考見積書、入札金額の積算作成時の概算額として使用するものであり、実際は実費精算とする。

(2) 防災教育プログラムの開発

各分科会が選定したモデル地域において、当該地域のスポーツ協会やスポーツ少年団、地方公共団体、民間事業者、研究機関（大学、研究所）等と連携しながら、以下２種類の防災教育プログラムの開発に向けた試行及び検証を行う。

なお、防災教育プログラムの実施内容に関して外部の組織・団体等の知見を活用する場合には、申請段階において当該組織・団体等の内諾を得るものとする。

① 青少年向けの防災教育プログラム：

小中学生などの若年層を対象に、早期に防災教育の重要性を学ぶことにより高い防災意識を持ちつつ、成人後の取組継続にも資するような楽しさや競技性を持たせる等、防災教育への参加のハードルを下げつつ、災害時に実際に役立つ判断力・行動力・体力を鍛え、防災知識を高める防災教育プログラムの開発を行う。

② 地域住民向けの防災教育プログラム：

地域に暮らす子供から老人までの幅広い層を対象に、災害時に地域住民の一人ひとりがそれぞれの防災知識や身体能力等に応じた役割を担い、地域の防災力が最大限発揮されることを可能とするために各地方公共団体が共通して取り組むべき基礎的かつ実践的な防災教育プログラムの開発を行う。

２種類の防災教育プログラムを開発するにあたり、分科会で選定されたそれぞれ２か所以上のモデル地域において、４０名以上を対象に、計４回以上の防災教育プログラムの試行及び検証を行うこと。その際、防災知識や技術の習得、健康や身体能力の向上、スポーツ習慣化等に対する当該プログラムの有効性の検証を行うとともに、自走化に向けた方策についても検討を行うものとする。

「② 地域住民向けの防災教育プログラム」の試行においては、上記趣旨に鑑みて年代ごとにバランスの取れた参加者の年齢構成とすること。加えて、災害発生時に何等かの配慮が必要となることが想定される高齢者の参加を必須とする。

モデル地域については、受託者からの提案を踏まえ、分科会で決定するが、申請段階ではモデル地域の候補地を理由とともに明記し提案すること。その際、当該候補地が所在する地方公共団体への事前了承までは求めないが、契約締結後、速やかに試行に向けた体制構築が可能となるよう、提案する候補地と過去に連携実績を有することが望ましい。

なお、防災教育プログラムの試行及び検証にあたっては、分科会委員を中心としてモデル地域ごとに、地域のスポーツ協会やスポーツ少年団、地方公共団体、民間事業者、大学などの研究機関等と運営委員会を組織して取組を行うこととするが、申請段階ではこれら団体等からの事前了承等は不要とする。

また、防災教育プログラムには以下の３点の内容を盛り込むこと。

＜盛り込むべき内容＞

- ① 避難や救助時に必要とされる様々な行動（建物内の避難、救助、防災物資の運搬等）をスポーツ競技化した体験・訓練
- ② 地域の防災拠点等を歩いて回り避難行動を疑似体験
- ③ トレーニング教室及び自宅で実践可能な被災時の避難等に役立つトレーニング指導・コンテンツ

（３）防災教育プログラムの普及・広報活動と今後の普及方策の検討

本取組を継続的な防災教育プログラムとして地域に根付かせて自走化させるとともに、全国的に普及していくためには、効果の高い良質なプログラムを開発することはもとより、多様な主体による連携体制を構築することが不可欠となることから、多数の集客（モデル地域の人口にもよるが、1,000人超が望ましい）が見込まれる既存のイベント（例：地域で行われるプロスポーツの試合や地方公共団体主催のスポーツ大会・地域の催事等）と連携した防災教育プログラムの体験イベントをモデル地域ごとにそれぞれ1回以上開催し、知名度や認知度の向上を図る。

また、「（２）防災教育プログラム開発」における試行の様子や本体験イベントの実施状況を SNS 等により情報発信を行うとともに、これらの取組結果を踏まえた今後の防災教育プログラムの普及・広報の方策について提案を行うこと。

（４）スポーツ庁との打ち合わせ

本事業の方針や進捗状況の確認のため、受託者とスポーツ庁は、平均して1カ月に2回（1回当たり2時間）の頻度で本事業に係る打ち合わせを行う。

5. 成果物

（１）最終報告書 20部（A4版）

調査報告書には以下の内容を含めること

- ① 防災教育プログラム2種
- ② 防災教育プログラムの実証を踏まえた効果検証結果
- ③ 次年度の改善策及び普及と自走化に向けた方策

※報告書は印刷物の外、電子媒体（PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft PowerPoint 形式等編集可能なファイル）によって納品するものとする。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

（２）最終報告書概要（電子媒体）

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体（PDF 及び Microsoft Word 形式 Microsoft PowerPoint 形式等編集可能なファイル）によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

6. 委託契約期間

契約を締結した日～令和8年3月23日（月）

7. 納品期限

令和8年3月23日（月）

※素案を納入期限の2～3週間前にスポーツ庁に提出すること。スポーツ庁から修正指示があった際は、スポーツ庁の承認を経て作成し納品すること。

8. 納品場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館
スポーツ庁健康スポーツ課（東館13階）

9. 事業規模

事業規模は100,000千円（税込）を上限とする。

10. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

（2）要求要件の詳細

1 事業内容及び実施方法

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

* 1-1-1 事業目的及び趣旨との整合性がとれていること。

* 1-1-2 事業趣旨と事業対象が的確に捉えられており、仕様書に記載の内容について全て提案されていること。

〔なお、仕様書に示した内容以外で、独自の提案がされていれば、その

内容に応じて加点する。]

1-2 事業実施方法の妥当性・独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当で具体的かつ明確であること。

〔その手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

- * 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性・効率性

- * 1-3-1 事業（イベント開催含む）の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去にスポーツと異分野を掛け合わせた業務実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の業務実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。また再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。

- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務担当予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

- 3-1-1 過去にスポーツと異分野を掛け合わせた業務実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 業務遂行のため、事業内容に関する知識・知見を有していること。

- 3-2-2 事業担当者について、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企

業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

○ スポーツ庁「Sport in Life 推進プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする（※1））

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※2）」を大企業においては3%以上、中小企業（※3）等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※2）」を大企業においては3%以上、中小企業（※3）等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

12. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

13. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術

提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

18. 補足事項

- (1) 本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じて報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること
- (2) 本仕様書に記載されていない事項や本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うこと。
- (3) 企業連携して事業を実施する場合は、申請段階において該当する企業への事前了承を行ってください。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日			
株式会社○○○○			
従業員代表	氏名	○○ ○○	印
給与又は経理担当者	氏名	○○ ○○	印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日			
株式会社○○○○			
従業員代表	氏名	○○ ○○	印
給与又は経理担当者	氏名	○○ ○○	印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

令和7年度
「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業」

総 合 評 価 基 準

令和7年9月8日
スポーツ庁健康スポーツ課

本資料は、スポーツ庁健康スポーツ課が調達する令和7年度「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業」を実施するための委託事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等がスポーツ庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合 計
配 点	5 0	1 0 0	1 5 0

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和 7 年度「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業」に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方法 [5 0 点]	25	25
	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	10	10
●	* 1-1-1 事業目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	—
	* 1-1-2 事業趣旨と事業対象が的確に捉えられており、仕様書に記載の内容について全て提案されていること。 〔なお、仕様書に示した内容以外で、独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕	5	10
	1-2 事業実施方法の妥当性・独創性	10	10
●	* 1-2-1 事業の実施方法が妥当で具体的かつ明確であること。 〔その手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じ て加点する。〕	5	10
	* 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。	5	—
	1-3 作業計画の妥当性、効率性	5	5
●	* 1-3-1 事業（イベント開催含む）の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5
	2 組織の経験・能力 [2 5 点]	12	13
	2-1 組織の類似業務の経験	—	6
	2-1-1 過去にスポーツと異分野を掛け合わせた業務実績があればその内容に応じて加点する。	—	6
	2-2 組織の業務実施能力	12	4
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。また再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。	6	—
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	—	4
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制	—	3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	—	3
	3 業務担当予定者の経験・能力 [1 5 点]	3	12
	3-1 業務従事予定者の類似業務の経験	—	6
	3-1-1 過去にスポーツと異分野を掛け合わせた業務実績があればその内容に応じて加点する。	—	6
	3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	3	6
	* 3-2-1 業務遂行のため、事業内容に関する知識・知見を有していること。	3	—
	3-2-2 事業担当者について、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有していれば加点する。	—	6
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5 点]	—	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組	—	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 1 0 0 人以下のものに限る）。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	—	5

	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5 点]	—	5
	5-1 賃上げの表明	—	5
	以下のいずれかを表明していれば望ましい。(いずれかを応募者が選択するものとする) 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	—	5
	合 計 [1 0 0 点]	40	60

※ 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入を行わずに合計点数を算出する。

※ 基礎点の評価は必須とする要求要件を満たしていれば満点、満たしていなければ0点となります。基礎点には満点か0点のいずれかしかありません。そして一つの項目でも0点があれば、その競争参加者はその時点で不合格となります。

令和 7 年度「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築」に係る加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
1 事業の内容及び実施方法			
* 1-1-2 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
* 1-2-1 事業成果を高めるための工夫について	10	6	2
* 1-3-1 事業の日程・手順等の効率性について	5	2	1
2 組織の経験・能力			
2-1-1 過去にスポーツと異分野を掛け合わせた業務実績について	6	3	1
2-2-2 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1 円滑な事業遂行をする上で十分な人員体制の構築について	3	2	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1 過去にスポーツと異分野を掛け合わせた業務実績について	6	3	1
3-2-2 過去に類似の研究や業務に従事した実績について	6	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1		
・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3		
・ 認定段階 3	4		
・ プラチナえるぼし認定企業	5		
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・ 行動計画（令和7年4月1日以後の基準）	1		
・ くるみん（平成29年3月31日までの基準）	2		
・ トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3		
・ トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）	3		
・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	3		
・ くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	3		
・ くるみん（令和7年4月1日以後の基準）	3		
・ プラチナくるみん	5		

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定		
・ ユースエール認定		4
○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定 （Bronze、Bronze+、Silver、Silver+、Gold、Gold+）		
・ スポーツエールカンパニー認定		2
・ スポーツエールカンパニー+（プラス）認定		3
・ Bronze（ブロンズ）認定		3
・ Bronze+（ブロンズプラス）認定		4
・ Silver（シルバー）認定		4
・ Silver+（シルバープラス）認定		5
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		
5 賃上げを実施する企業に関する指標		※5-1-1と5-1-2のいずれかを加点するものとする。
5-1-1	令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
5-1-2	令和4年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		

審 査 要 領

令和7年度「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の技術提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に報告しなければならない。

- 2 スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない